

世界のソーシャルワーカー協会活動の横断面

奥野英子
対馬節子

第9回国際ソーシャルワーカー・シンポジウムを東京で開催するに当たり、国内プログラム委員会の委員として、筆者はその準備また会期中は裏方としての役割を果たしてきたが、これらの経験を通して学んだこと、及び、資料を通して知り得たことをまとめてみたい。

1. 日本ソーシャルワーカー協会の再建と国際ソーシャルワーカー・シンポジウム開催の経緯

1983年11月、「社会福祉の諸分野における実践と研究の交流を通して、ソーシャルワーカーの資質と専門的技術の向上を図り、専門職制度を確立し、もって社会福祉の増進に貢献すること」を目的として、日本ソーシャルワーカー協会が再建された。

再建後の日本ソーシャルワーカー協会の大きな課題は、会員の増強、法人化、倫理綱領の制定等であったが、現実には、「第9回国際ソーシャルワーカー・シンポジウム」の開催が、目前に迫る一番大きな事業であった。1982年、イギリスのブライトンにおいて開催された「第21回国際社会福祉会議」において次々回の国際社会福祉会議の開催国が日本と決定された経緯もあり、「国際ソーシャルワーカー・シンポジウム」の開催のために、日本ソーシャルワーカー協会が再建されたのかとの声もきかれた。再建の翌年である1984年8月、モントリオールで開催された「第22回国際社会福祉会議」の折の国際ソーシャルワーカー連盟の総会において、日本ソーシャルワーカー協会の国際連盟への加盟が満場一致で承認された。

このような日本国内及び国際的状況下において、19

85年2月、国内プログラム委員会が設置され、シンポジウム開催に向けて準備が進められた。

2. 第9回国際ソーシャルワーカー・シンポジウムの概要

第23回国際社会福祉会議の開催に先立ち、1986年8月27日から30日まで、渋谷にある「こどもの城」において「第9回国際ソーシャルワーカー・シンポジウム」が開催された。これは「第23回国際社会事業教育会議」との統一テーマ「平和をめざす社会と人間的関係の構築」のもとで、同時に同会場で開催された。開会式・閉会式等は合同で実施され、なか2日間はそれぞれ独自のプログラムで進められた。

参加者は海外45か国から174名、国内から244名、合計398名であり、円高の影響もあり、事前に予想した参加者数を下回ったが、国際会議にこれまで縁の少なかった日本のワーカーにとっては、海外のワーカーと接触する貴重な機会となった。

ここでは、国際社会事業教育会議との合同プログラムについては割愛し、シンポジウム独自のプログラムについてのみ簡単に紹介したい。

シンポジウム2日目の8月28日、イギリスのPSWでありジャーナリストでもあるケイ・カーマイケル女史がシンポジウムと同一テーマのもとに基調講演を行った。同女史はPSWとしての長年の経験をふまえて「平和」について語り、平和とは単に戦争のない状態をいうのではなく、暴力のない状態であり、正義なしには平和は存在しない、全ての暴力の根源は家父長制度にあると指摘し、女性の権利の確保の必要性等を、優しい口調ではあるが毅然と訴えた。家庭内暴力、施設

内暴力の事例とその原因を考察し、「矛盾・対立が起こった場合、それは必ず新しいことを学ぶ重要な経験になる」、「自己は他人との関係を通して発達し、その相互関係は正しい社会機構ないし社会ネットワークの枠内で発達する」と説き、更に「苦しみ」を否定すべきではない。真実を試す試金石として「苦しみ」を大切にし、それを「愛」に変え、平和への人間的関係と社会機構を作り出すのに役立てなければならない」と結び、女性ワーカーならではの含蓄の深い講演をされ、今回のテーマを非常に身近なものに感じさせてくれた。

この基調講演の次には、アフリカ、アジア、ヨーロッパ、北米、ラテンアメリカの5地域に分かれた地域別会議、また、個人、家族、機関、地域に分かれてのテーマ別講演、更にグループを細分化した課題別会議もたれた。また、テーマ別講演、課題別会議を総括するかたちでパネル発表が行われた。

また最終日には閉会講演として、阿部志郎日本ソーシャルワーカー協会会長が「いのちを愛し、平和を求めて、これを追え」と題する感銘深い講演を行った。国際社会事業会議及び国際ソーシャルワーカー・シンポジウムにおいて、一番感動的な講演であったと感じたのは筆者だけではないであろう。阿部会長のような良き指導者に連なる者たちが日本ソーシャルワーカー協会から育ち、今後国際的にも活躍してほしいと痛切に感じた。

3. 国際ソーシャルワーカー連盟の活動

国際ソーシャルワーカー連盟(International Federation of Social Workers、略称 I F S W)が設立されたのは、1956年、ミュンヘンにおける第8回国際社会福祉会議であったが、その前身に当たるものは、1928年、パリ(同年、同地において第1回国際社会福祉会議が開催されている)において設立された「ソーシャルワーカー国際常任事務局(International Permanent Secretariat of Social Workers)」である。第2次世界大戦勃発までは活発に活動していたが、大戦と

ともに活動が休止した。戦後、ソーシャルワーカーの国際的集まりを再び機能させようとの努力により、1956年に再建されたのである。

①ソーシャルワーカーを専門職として推進するために国際的な協調によって、専門職の基準、養成、倫理、労働条件などに関する行動をとること、②ソーシャルワーカーが国内的、国際的なレベルにおいて社会計画に参加するよう促進し援助すること、③各国のソーシャルワーカー間の交流を奨励し、議論のための資料を提供し、研修旅行、調査研究、出版物などによるコミュニケーションを推進すること、④国際的なレベルにおいて、国際機関、各国政府、民間団体等と関係をもつ専門的立場から意見を表明することにより、社会政策に対して影響を与えること、の4点が、連盟の目的としてその定款に挙げられている。

連盟の組織としては、各国加盟団体の代表3名から構成される総会と執行委員会がある。執行委員会は会長1名、副会長(5地域を代表)5名、執行委員10名、会計1名で構成される。役員の内任期は2年で、4期以上は継続できないと規定されており、今回の総会において、任期満了となったジュニー・トーマス女史(イギリス、現在は香港在)から、アイルランド厚生省ソーシャルワーク顧問官のオーガスタ・マッケープ女史に会長が交代した。なお、2年前に連盟に加盟したばかりの日本ソーシャルワーカー協会から、上原美智子氏が執行委員に選出された。日本の協会として、国際的活動への積極的な参加が今後要請されるであろう。

現在、連盟の事務局はジュネーブに置かれており、2名の有給職員が配置されている。国連の非政府機関(NGO)として認められており、ニューヨーク、ジュネーブ、ウィーン、における国連機関に代表を置いている。また、アムネスティ・インターナショナル、EEC、欧州共同体とも緊密な関係を保っている。

同連盟への加盟国数は1986年8月現在、47か国であり、その傘下にあるワーカーは20万人と推定されている。同連盟は世界を5地域に分けており、①ヨーロッ

バ(19か国)、②アジア(13か国)、③アフリカ(9か国)、④ラテンアメリカ・カリブ(4か国)、⑤北米(2か国)である。

同連盟の主要活動としては、①ニュースレターの発行、季刊誌 *International Social Work* の発行、②2年毎の国際シンポジウムの開催、③地域セミナーの開催、④ソーシャルワーク実践における重要課題に関する政策要領(Policy Paper)の作成などがあげられる。政策要領については現在、①人権、②女性の権利、③児童福祉、④老人、⑤青少年、⑥セルフヘルプグループへの対応、⑦移民、⑧農村地域の現状とその改善、⑨平和と軍備撤廃、⑩難民、等の課題に取り込んでおり、これらの問題に対して、連盟の見解とその対応指針を打ち出すことを目的としている。

4. 各地域および各国における ソーシャルワーカーの状況

1) 地域の状況

連盟における5地域において最も活発な活動をしているのはヨーロッパ地域である。19か国が加盟しており、西欧圏ではすべての国が加盟しており、今後、東欧圏の国々をどのように勧誘していくかが課題となっている。地理的に好条件下にあるためか、加盟国間の連携がスムーズに行われ、年2回、地域内での実務会議を行っており、活発な情報交換がなされている。ヨーロッパ地域の加盟国数が連盟の全加盟国数の3分の1以上を占めている実情を踏まえ、開発途上国に対する支援をどのように行うかについて真剣に取り組み始めている。

北米地域についてはアメリカ、カナダの2か国で100%加入と言え、10万人を超えるワーカーが連盟の傘下に入っている。人数としては連盟全体の半数をこの2か国で占めているのである。

アジア地域は東は日本から、西は中近東、南はオセアニアまで広域がカバーされており、現在13か国が加盟している。加盟国をアルファベット順に列記すると、

①オーストラリア、②バーレーン、③香港、④イラク、⑤イスラエル、⑥日本、⑦韓国、⑧マレーシア、⑨ニュージーランド、⑩フィリピン、⑪シンガポール、⑫スリランカ、⑬タイ、である。アジア地域にはあまりにも多様な国々が所属しており、困難な課題も山積しているが、今後、日本の人的・財政的援助が期待されている。なお、特筆すべきことは、今回のシンポジウムに中国から初めて参加があったことである。中国政府代表、機関代表、通訳の3名であったが、日本ソーシャルワーカー協会役員との話し合いの機会がもたれ、今後の交流が約束された。

アフリカ地域においては9か国が加盟しており、ワーカー協会の組織が、それぞれの国において斯界の有力な組織であると同様。アフリカにおけるワーカー協会に課された責任の重さを感じるが、何と言っても資金面での問題が大ききようである。

ラテンアメリカ・カリブ地域では4か国しか加盟していない。同地域の活動報告によると、政治的に不安定な状況下でのワーカーに係わる問題点が挙げられている。現体制への抵抗運動や人権擁護運動をして捕えられたワーカーの釈放を求める活動など、日本においては想像できないような政治的な問題が出されている。1986年5月には、ブラジルのポルトアレグレロにおいて「家族・コミュニティーに関するラテンアメリカセミナー」が開催され、9か国から40名のワーカーが参加し、成功裡に終わったようである。

2) 各国の状況

連盟に加盟している協会は47あり、それらすべてを紹介することはできないので、5地域から1か国ずつ取りあげて、簡単に紹介したい。

(1) 全英ソーシャルワーカー協会(BASW)

同協会はPSW協会、MSW協会など8つの専門職団体を統合して、1970年に設立された。北アイルランド、スコットランド、ウェールズ、イングランドを含むイギリス全域のソーシャルワーカーから成り、バー

ミンガムにある本部と全国に65支部あり、1985年現在、約9,000人の会員がいる。本部には40数名の有給スタッフが置かれ、恵まれた状況にあると言える。

同協会には次の3つの部門の委員会、①社会政策・広報部門(福祉国家問題、失業対策、精神障害者問題、国会、広報、国際関係などの小委員会設置)、②専門的実践部門(パークレイ報告以降の対応、マイノリティーグループ、当事者団体との協同、専門職化・労働組合問題、教育・訓練、児童・家庭問題、施設ケアなどの小委員会設置)、③会員サービス部門(就職あっ旋、調査研究、助言、出版、会議の開催のための小委員会設置)、が設けられている。各部門に副会長が配置されており、会長が三部門を統括している。

政府が社会福祉に関する法案を作成する際には、協会に草案が送付されるなど、行政官と定期的に会合を持ち、政府との関係が大事にされている。

(2)全米ソーシャルワーカー協会(NASW)

従来からあった病院ソーシャルワーカー協会、学校ソーシャルワーカー協会、PSW協会等7つの団体が一つに統合されて、1955年10月に全米ソーシャルワーカー協会が設立された。本部はワシントンD. C. に置かれ、会員は10万人と言われている。NASWの会員資格は1974年までは、ソーシャルワーク教育協議会が認定する大学院で修士号または博士号を取得していることが要件であったが、1974年に学士課程を修了した者も会員として認められるようになった。その間の1960年には指導者資格として認定ソーシャルワーカー制度が設けられ、筆記試験に合格することが必要条件となった。また、臨床ソーシャルワーカーとしての登録制が1974年に採択され、前記の「認定ソーシャルワーカーであり、かつ臨床現場で2年以上スーパーバイズを受けた経験を有する者」が審査の対象となる。

10万人という多数のワーカーを擁しているNASWの会員の活動領域は非常に広範囲にわたっているが、会員の失業率も高く、これは、公共部門の雇用が減ったためであるという。最近では民間営業をするワーカー

が増え、また、領域としては、精神医療への進出が著しい。

最近の活動としては、1986年6月に「全国社会政策・実践センター」を設立しており、また新たな委員会として「家族・プライマリー機関に関する委員会」、「保健・精神衛生に関する委員会」、「雇用・経済的援助に関する委員会」、「教育委員会」を設け、会員の実践活動の推進を図っている。

出版活動も活発に行われており、NASWニュース(月刊)、Social Work(隔月刊)、その他3種類の季刊誌の外、Encyclopedia of Social Workを発行しており、この最新版は1986年11月出版された。

(3)フィリピンソーシャルワーカー協会

同協会は戦後間もない1947年に設立されている。設立当初は社会事業に従事する者であれば誰れでも加入できるとしていたが、1976年に、4年制の大学で社会事業または社会福祉を専攻した後に試験を受け、それに合格すると登録ソーシャルワーカー(RSW)になる制度となった。従って現在協会員になるには、大学での専門教育を修了することが条件となっている。

1983年現在の会員数は約1,250名であり、その大部分は社会福祉・開発省、国家住宅局、病院等の公立社会福祉機関で働くワーカーである。

協会の主要目的は、①社会福祉実践基準を奨励し維持すること、②専門的訓練及び専門性発展に対する機会を提供すること、③専門職としてのソーシャルワークに対する一般大衆の理解と受容を増進すること、④社会福祉に対する援助拡大を要求していくこと、等となっている。

ソーシャルワーカーの活動分野としては、①経済的困窮者への対応(所得保障)、②社会的困窮者への対応(家族や地域への社会的適応サービス)、③障害者対策、があげられる。これらの人々が生産活動に従事するための職業訓練にもソーシャルワーカーが係わっている。

フィリピンにおけるソーシャルワーク教育は米国の影響を強く受け、修士レベルでスタートしているが、

同国内の実情に適切に対応するためには、高度に専門分化しないジェネリックソーシャルワーカーが求められている。

(4)チリソーシャルワーカー協会

同協会は1957年1月に設立され、理事会は11名の理事と12名の地域代表理事で構成されている。技術、管理、福祉、広報・出版、人権と、6つの部門を持っており、また、保健、少数民族、産業、団結、退職と、5つの専門委員会も設置されている。

研修事業としてはセミナー、会議、研修会等を実施し、ソーシャルアクションの戦略、ソーシャルワーク方法論、倫理綱領の採択などに取り組んでいる。

出版活動も行い、また行政機関との連携によりソーシャルワーカーの政策への関与を図っている。また、業務遂行の中で追放されたり行方不明になったワーカーのための救済活動や、人権に係わる分野について、他の専門職集団との協力を進めている。

同協会長は東京における連盟の総会において、「ラテンアメリカ地域の国々は非常に小さく非力であるが、専門職としてワーカーは優秀である。未加盟の国々が連盟に加盟できるよう、財政的に協力してほしい」と訴えた。

(5)ウガンダソーシャルワーカー協会

ウガンダソーシャルワーカー協会は1970年に設立されたが、不安定な政情下において、十分な活動はできていないという。

ウガンダの人口は1,350万人でその70%は16才以下の児童である。人口増加率は2.5%で、人口の90%は農村地域に住み、農業が中心である。1962年に英国から独立したが、その後の内紛等により沢山の犠牲者が出て、寡婦が80万人、孤児が140万人生まれている。

ソーシャルワーカーはこれらの寡婦、孤児の対応に追われ、寡婦を職業的に自立させること、孤児を血縁者のいる地域に戻すこと等が主要業務になっている。定住地を失った人々への住居、食物、衣類、精神的支援も重要な業務である。

ソーシャルワーカーがこれらの業務を遂行するために自動車が必要であり、ステーションワゴンを購入するための援助を、同協会長が、東京の会議において訴えていた。

ウガンダでは、1987年8月に「第3回アフリカソーシャルワーカー会議」を開催するので、ウガンダの現状をできるだけ多くのワーカーに見てほしい訴え、協力を寄ぎかけていた。

以上、簡単に国際ソーシャルワーカー連盟及びその加盟協会の状況を紹介した。国際シンポジウム後、筆者は、シンポジウム参加者から種々の感想を聞いた。そして今回のシンポジウムが、海外のソーシャルワーカーとの対比の中で日本のワーカーの置かれている状況、問題点等を日本のワーカーに意識させる契機となったことを実感した。

国際的認識不足の痛感、平和についてワーカー同士で初めて話し合う機会を持ったことによりソーシャルワークを平和と結びつけて考える契機を持ったということ、これだけの規模の国際会議を日本で開催したにもかかわらずソーシャルワーカー資格制度が不在であることへの海外ワーカーの驚きに接した等々の感想を含めて、日本の社会福祉現場の閉鎖性、孤立性、特殊性、後進性への反省が多く寄せられた。

これらの感想（問題意識）をその場限りのものに終わらせず今後客感的に検討し、既になしてきたことを再認識した上で、今後なすべきことと、なしうることを追及することが、日本のソーシャルワーカーに課せられた大きな課題であろう。また世界の中の日本という視点に立ち、国内的、国際的な問題に取り組むことが特に重要であろう。

参考文献

1. 全国社会福祉協議会、月刊福祉、68巻1号、1985年1月
2. 同上、68巻12号、1985年11月
3. 同上、69巻10号、1986年7月
4. 日本ソーシャルワーカー協会、会報、6号、1986年3月
5. 同上、8号、1985年9月
6. 同上、13号、1986年11月
7. 日本ソーシャルワーカー協会編、各国のソーシャルワーカー 1、1985年4月
8. 1986年国際社会福祉会議組織委員会、国際社会福祉会議情報、No 9、1986年11月
9. 第9回国際ソーシャルワーカー・シンポジウムの際、連盟の総会等に提出された資料等